

会 議 録

会議の名称	平成24年度第2回選挙管理委員会
開催日時	平成24年4月23日（月）午前9時40分から午前10時00分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長
議 題	議案第1号 東京都条例制定請求署名簿審査録の決定について その他
会議資料の 名 称	東京都条例制定請求署名簿審査録（写）、無効事由（写）、選挙管理委員会 告示第1号（写）、選挙管理委員会告示（案）
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p><b>委員長</b>          本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。          定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第2回選挙管理委員会を開催いたします。          本日の議案は1件と「その他」でございます。          では、議案第1号『東京都条例制定請求署名簿審査録の決定について』を          議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p><b>事務局</b>          それでは、恐れ入ります。1ページをお開きください。          議案第1号『<u>東京都条例制定請求署名簿審査録の決定について</u>』、ご説明いたします。          2ページをお願いいたします。          本案は、地方自治法第74条の2の規定に基づき、東京都条例制定請求署名簿について、その審査録の御決定をいただくものでございます。          地方自治法第74条の規定に基づき、宮台真司他31名を請求代表者として、東京都知事に対して「東京電力管内の原子力発電所の稼動に関する東京都民条例」の制定請求のため、署名活動がなされました。          西東京市内においては、平成23年12月9日より平成24年2月9日までを署名期間とし、平成24年4月3日に署名簿の本提出がございました。          署名簿の審査をいたしましたので、その審査録を決定するものでございます。          西東京市においては、請求代表者から委任を受けた受任者が729人おり、9,475筆の署名概数が1,374冊の署名簿として提出されました。          内容を審査した結果、署名者総数は9,473人であり、有効署名数は8,993人、無効署名は480人でした。</p>	

また、地方自治法施行令第95条の2の規定に基づき告示の必要がある「署名し、印を押した者」の数は9,441人でした。

こちらは、署名はしたが押印がなく無効となったもののほか、署名簿に不備等があるため、署名簿そのものを無効としたものが4冊あり、その署名簿については内容の審査を行わず、署名数についても「署名し印を押した者」の数には算入しないことになっておりますので、署名総数とのあいだに差があるものでございます。

無効署名の主なものとしては、選挙人名簿に登録がないものや、重複して署名されたものでございます。

ご承認をいただきましたら、委員の皆様の署名捺印をいただき、審査録の決定とさせていただきます。

以上で、議案第1号『東京都条例制定請求署名簿審査録の決定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見などございますか。

各委員

なし。

委員長

特にないようですので、本案について承認・決定とし、審査録への署名捺印をお願いします。

事務局

それでは、ご署名と捺印をお願いいたします。

委員全員及び事務局長の署名捺印

事務局

以上で、東京都条例制定請求署名簿審査録の決定といたします。

なお、署名簿につきましては、地方自治法第74条の2第2項の規定により、明日から7日間縦覧に供することといたします。また、その間に同条第4項の規定により異議申出をすることができることになっております。異議申出のあった場合、その内容について、委員会において審査し、決定する必要がありますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

資料7㉙に地方自治法第74条の2第2項の規定に基づく東京都条例制定請求者署名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示の写しを添付してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

また、地方自治法施行令第95条の2の規定に基づき、先ほどご決定いただいた、東京都条例制定請求者署名簿に署名し、印を押した者の総数及び有効署名総数の告示を本日いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、『東京都条例制定請求署名簿審査録の決定について』の決定とさせていただきます。

委員長

以上で、議案第1号『東京都条例制定請求署名簿審査録の決定について』は、終わります。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○事務局

**その他 連絡事項等**

- 次回は5月1日（火）10時15分の開催
- 明るい選挙推進委員会総会・委嘱式への出席の御礼
  
- 定期監査の指摘事項が平成24年4月4日に送付された。  
文書指摘は、既に廃止した明るい選挙推進委員会の活動費補助金の要綱の廃止がなされていないことであった。この廃止の手続は既に行った。  
口頭指摘は、備品(金庫)が廃止されているのに全庁備品管理システムに登録されているというものである。こちらも既に登録を廃止した。  
局長注意として、公印規程に登録されていない印鑑が他の公印と一緒に保管されていたこと及び起案が文書管理システムによらずに行われていることが指摘された。登録されていない印鑑については廃止し、起案は文書管理システムによることとした。  
以上のことについて、事務局内で文書及び口頭で周知を図った。  
今日、副市長によるヒアリングを受けて、以上の内容で監査委員に報告したいと考えている。ご意見はあるか。
  
- 投票区見直しの素案を前回お示しした。5月1日に案を決定したいと思いますが、今の段階でご意見があれば伺いたい。  
この間、事務局として検討して、ひばりが丘のみどり保育園は道路ぎわで駐車場もないことから、近くのみどり児童センターに変更を考えている。中心からは外れるが、西側は墓地であり、またフェンスを張られているとことがあり、実際上はみどり保育園との差は少ないと考えている。

事務局からは以上です。

委員長

事務局からの連絡等は終わりました。 他になければ、本日の第2回選挙管理委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時05分 終了

以上